

西いぶり広域連合旅費条例

平成12年3月28日
条例第22号

目次

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 旅費の計算（第7条 第11条）

第3章 旅費額

第1節 区域外旅費（第12条 第19条）

第2節 区域内旅費（第20条・第21条）

第3節 着後手当及び移転料（第22条 第25条）

第4節 その他の旅費（第26条 第31条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（この条例の適用を受ける職員）

第2条 この条例は、常勤の特別職（地方自治法（昭和22年法律第67号。）第291条の4に規定する規約に基づく執行機関を構成する者をいう。）並びに西いぶり広域連合特別職の職員で非常勤の者の議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関する条例（平成12年条例第18号）及び西いぶり広域連合職員の給与に関する条例（平成12年条例第19号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）に適用する。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び家族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空機による旅行について路程に応じ、旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について路程に応じ、実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

- 9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任について定額により支給する。
- 11 家族移転料は、赴任に伴う家族の移転について支給する。
- 12 区域外及び区域内旅費について第1項に掲げる旅費に代え日額又は月額旅費として支給することができる。

(旅費の支給)

第4条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職又は失職(以下「退職」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には当該職員。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項又は第29条の規定により退職となった職員は除く。

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中死亡した場合には当該職員の遺族

3 前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該家族を含む。)が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で広域連合長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第5条 前条第1項に掲げる旅行は、任命権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 任命権者は、既に発した旅行命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認めた場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令に従わない旅行)

第6条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第2章 旅費の計算

(旅費の計算)

第7条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって支給する。

(旅行日数)

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。
- 3 第4条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

(旅行日数計算の特例)

第9条 旅行を命じられた職員が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の2割、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれ定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(定額を異にする場合の旅行)

第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事情が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

(年度の経過等)

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空機による旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（家族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第3章 旅費額

第1節 区域外旅費

（鉄道賃）

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。

（1） その乗車に要する運賃

（2） 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

（3） 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

（1） 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（2） 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

（3） 特別の必要により、前2号の規定にかかわらず、特別急行列車又は普通急行列車に乗車した場合

（船賃）

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。

（1） 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、1等の運賃

（2） 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

（3） 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（4） 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

（航空賃）

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、現に支払った実費額による。

(日当)

第16条 日当の額は、別表第1号の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず定額の2分の1に相当する額とする。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は別表第1号の定額による。

2 宿泊料は水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は別表第1号の定額による。

2 食卓料は、船賃のほか別に食卓を要する場合、又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(外国旅費)

第19条 外国旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、及び旅行雑費の8種とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費は、広域連合長が別に定める。

3 日当、宿泊料、及び食卓料は、別表第2号の定額による。

第2節 区域内旅費

(区域内旅費の種類)

第20条 区域内旅費は、鉄道賃、車賃及び宿泊料の3種とする。

(区域内旅費の支給)

第21条 区域内の旅行が、行程4キロメートル以上又は継続して4時間以上にわたる場合の旅費は、広域連合長が別に定めるところにより支給する。ただし、次の各号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(1) 公用船、車又は無賃乗車(無賃乗船を含む。)証による旅行(法令の規定により無賃乗車した場合又は特別の協定若しくは便宜により無賃乗車の取扱

いを受けた場合を含む。)した場合の車賃は支給しない。

- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による以外は宿泊料は支給しない。

第3節 着後手当及び移転料

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第16条及び第17条に規定する日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額を支給する。

(移転料)

第23条 移転料の額は次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際家族を移転する場合には、赴任路程に応じた別表第3号の定額による額
- (2) 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際家族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において家族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは同号の額は、家族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 広域連合長は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(家族移転料)

第24条 家族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際家族を随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における家族1人ごとにその移転の際における年齢に従い次の各号に規定する合計額
- ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
- イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
- ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額
- (2) 前条第1項第3号の規定に該当する場合には、前号の規定に準じて計算した額。この場合前条第3項の規定は適用する。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、家族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして前項の規定を適用する。

(家族の範囲)

第25条 家族とは、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第4節 その他の旅費

(退職者の旅費)

第26条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の辞令を受け又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行した場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職となった場合には、赴任の例に準じ、かつ新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した額

(遺族の旅費)

第27条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 前項において遺族がないときは、西いぶり広域連合職員の給与に関する条例第4条の規定を準用する。

(遺族の範囲)

第28条 遺族とは、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた親族をいう。

(日額旅費)

第29条 第3条第12項の規定により支給する日額旅費又は月額旅費の支給を受け
る者の範囲、額、支給条件及び支給方法は広域連合長が別にこれを定める。ただし、
その額は当該日額旅費又は月額旅費の性質に応じ第3条第1項に掲げる旅費の額に
ついてこの条例で定める基準を超えることができない。

(旅費の調整)

第30条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場
合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規
定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要と
しない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部
分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行
における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、広域連合
長に協議して定める旅費を支給することができる。

3 任命権者は、派遣職員の旅費について当該職員の派遣元市町村の他の職員との均
衡上必要があると認めるときは、調整を行うことができる。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以
下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以
後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行
のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお
従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1号(第16条 第18条関係)

日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
	甲地方	乙地方	
円 2,700	円 13,500	円 12,200	円 2,700

備考 甲地方とは、東京都及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(札幌市を除く。)をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

別表第2号(第19条関係)

日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
円 7,200	円 6,200	円 5,000	円 4,500	円 22,500	円 18,800	円 15,100	円 13,500	円 6,700

備考

- 1 指定都市とは、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。)第16条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として支給規程第17条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第18条に規定する地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として支給規程第17条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域で支給規程第19条に規定する地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第3号(第23条関係)

鉄道100 キロメートル 未満	鉄道100 キロメートル 以上300 キロメートル 未満	鉄道300 キロメートル 以上500 キロメートル 未満	鉄道500 キロメートル 以上1,000 キロメートル 未満	鉄道1,000 キロメートル 以上1,500 キロメートル 未満	鉄道1,500 キロメートル 以上2,000 キロメートル 未満	鉄道2,000 キロメートル 以上
円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000	円 324,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。